

# 令和6年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取組

令和7年6月11日

中小企業庁

## 1. 下請事業者等に対するオンライン調査の状況

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請事業者（注）の保護及び取引の公正を図るため、協力してそれが下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）の執行にあたっている。その一環として、一般的に、その取引の性格から自発的に違反行為を申告しにくいとされる下請事業者に対しプッシュ型で状況を把握したり、同法の違反行為が認められた親事業者（注）に対し違反行為の是正を求めたりするため、親事業者及び下請事業者を対象に定期的なオンライン調査を実施している。下請取引の内容は、必ずしも恒常に同一の取引状態であるとは限らないことから、下請事業者の利益保護を図るため、中小企業庁は公正取引委員会とともに毎年継続的に調査を実施して違反行為の発見につながる情報収集に努めているところである。

令和6年度は、中小企業庁では、親事業者5.5万者、当該事業者と取引を行う下請事業者24万者に対して同調査を実施した。その結果、親事業者に対する調査において、下請法違反のおそれのある5,801者に対して、是正等を求める注意喚起文書を発出した。

（表1）下請事業者等に対するオンライン調査数の推移

年度等	対象数等	調査対象数 (事業者)	注意喚起文書の 発送数 (事業者)
令和4年度	下請事業者との取引に関する調査	55,000	4,758者
	委託元との取引に関する調査	235,000	
令和5年度	下請事業者との取引に関する調査	55,000	7,065者
	委託元との取引に関する調査	240,000	
令和6年度	下請事業者との取引に関する調査	55,000	5,801者
	委託元との取引に関する調査	240,000	

※下請事業者との取引に関する調査＝親事業者に対する調査

委託元との取引に関する調査＝下請事業者に対する調査

(注) 令和7年5月23日に公布された「下請代金支払支援等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、令和8年1月1日より、「下請事業者」は「中小受託事業者」、「親事業者」は「委託事業者」と称されることとなる。

## 2. 立入検査による違反行為の確認と改善指導の状況

中小企業庁は、下請事業者等に対するオンライン調査や、下請事業者からの申告など様々な端緒情報を踏まえ、下請法違反の可能性がある親事業者に対し立入検査を実施している。令和6年度は、703者の親事業者への立入検査を行った結果、1,321件の違反行為を確認し、584者に対して改善指導を実施した。なお、このうち1件については公正取引委員会に対する措置請求を行い、公正取引委員会より下請法順守体制の整備等に関する「勧告」がなされている。

また、改善指導のフォローアップとして、令和6年度中に594件の改善報告が親事業者からなされた（令和6年度以前の改善指導案件によるものも含む）。

（表2）立入検査数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立入検査数	716者	755者	703者
措置請求件数	0件	0件	1件

（表3）措置請求件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
措置請求件数	0件	0件	1件

（表4）措置請求事案の概要

違反行為者	違反事実の概要	違反総額	下請事業者数
クノールブレムゼ商用車 システムジャパン（株）	「One Time Bonus」 等と称する減額	約6,700万円	9名

(表5) 違反行為・改善報告の内訳

	改善指導が行われた違反行為の内訳件数		当該年度中に提出された改善報告件数（違反行為の内訳）	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
実体＋手続規定 違反合計	1,480	1,321	1,516	1,342
実体規定違反 合計	583	497	589	484
受領拒否	1	0	1	1
支払遅延	218	189	217	188
下請代金減額	232	139	245	160
返品	0	0	0	0
買いたたき	76	106	56	90
購入・利用の 強制	2	3	3	2
報復措置	0	0	0	0
有償材の早期決済	11	9	11	8
割引困難手形	16	18	27	11
利益提供要請	24	32	28	23
変更やり直し	3	1	1	1
手続規定違反 合計	897	824	927	858
下請見直	74	60	71	63
支払期日未定	104	71	96	87
書面不備・未交付	582	541	559	551
書類未保存	137	152	201	157

※ 下請法違反のある改善指導件数も含む。

令和6年度においては、禁止行為の違反として支払遅延が189件、下請代金の減額が139件、買いたたきが106件認められ、改善指導の対象となった。この3類型で禁止行為違反の87%を占めている。また、価格交渉の促進や型取引の適正化に重点的に取り組んだ結果、買いたたき及び不当な経済上の利益提供要請の改善指導件数は、それぞれ前年度比139%、133%の増加となった。さらに、義務違反としては書面不備・未交付が541件、書類未保存が152件認められ改善指導対象となっており、手続規定違反の84%を占めている。引き続き親事業者には法遵守にかかる社内体制の整備が求められる。

### 3. 下請代金の返還

令和6年度において、改善報告を提出した親事業者594者の中から201者が、下請事業者4,951者に対して、減額した下請代金の返還や支払遅延にかかる遅延利息の支払など、総額約1億5,700万円の原状回復を行った。このうち1件は公正取引委員会に対して措置請求を行った事案であり、下請事業者9名に対して約6,700万円が返還された。

また、親事業者から下請法違反行為の自発的な申出が16件あり、下請事業者1,376者に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約5億4,400万円の原状回復が行われた。このうち、措置請求（勧告）相当事案は7件あり、下請事業者1,313者に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約5億4,100万円の原状回復が行われた。

（表6）下請代金の返還の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
返還額 (百万円)	122	108	157
親事業者数 (者)	237	178	201

（表7）自発的申出件数と返還金額の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に受けた自発的申出 (件)	9	14	16
自発的申出による 原状回復の金額（百万円）	16	76	544

<参考>

(1) 業種別による下請法違反の状況

令和6年度に確認した違反1,321件のうち、業種別に見ると、上位3業種は、①機械器具卸売業(80件)、②生産用機械器具製造業(79件)、③道路貨物運送業(53件)となっている。

(表8) 業種別の内訳(上位10位まで)

事業者業種 (日本産業分類中分類)	第2条 違反件数	第3条 違反件数	第4条 違反件数	第5条 違反件数	合計件数
機械器具卸売業	7	35	28	10	80
生産用機械器具製造業	12	32	31	4	79
道路貨物運送業	6	22	17	8	53
映像・音声・文字情報制作業	6	19	16	10	51
電気機械器具製造業	5	23	17	3	48
輸送用機械器具製造業	5	23	17	3	48
機械器具小売業	5	15	18	7	45
はん用機械器具製造業	2	21	17	4	44
情報サービス業	8	16	12	6	42
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	4	17	15	5	41

(2) 令和6年度における下請法違反行為の実例

業種	違反行為等の概要	関係条文
プラスチック 製品製造業	支払条件を翌月末日に現金払いと定めていたが、実際の下請代金の支払いにおいては支払いサイト短縮による歩引金と称して金利相当分を返金させていた。	第4条第1項第3号 (下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることの禁止)
機械器具卸売業	下請代金から、「販売支援」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を減じていた。	

化学工業	製造委託を行うにあたって、自社が所有する金型を下請事業者に無償貸与しており、使用停止後3年間保管しその後は原則廃棄とすることを定めていたが、実際には、使用停止後長期間にわたり当該金型を使用した製品の発注実績がないにもかかわらず、無償で下請事業者に保管させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
生産用機械器具製造業	製造委託を行うにあたって、自社が所有する金型や治工具を下請事業者に無償貸与していたが、金型管理台帳が整備されておらず、一部の金型等に関しては量産期間が終了し長期間にわたり当該金型を使用した製品の発注実績がないにもかかわらず、無償で下請事業者に保管させていた。	
印刷・印刷関連業	製造委託を行うにあたって、自社が所有するステッカー・インク等の材料を下請事業者に無償で貸与していたが、歩留まり等を考慮して発注数量より多めの材料を支給し、発注数量を超えた数量を良品として受領しているにもかかわらず、発注数量分のみを検収時に計上し、発注数量超過分については在庫分として無償で受領していた。	
各種商品卸売業	毎月15日締め翌月10日起算80日後を支払日とする期日現金払いの支払制度の下、下請事業者からの給付を受領した日から60日を経過した日で代金が支払われていた。	第4条第1項第2号 (支払期日までに下請代金を支払わないことの禁止) 第4条の2(支払期日までに下請代金を支払わなかったときに遅延利息を支払う義務)
放送業	放送番組の制作委託を行うにあたって、発注書に記載された情報成果物の給付の内容において、著作権の帰属が不明な状況となっていた。放送番組の	第3条第1項(必要記載事項を記載した書面の交付義務)

	<p>制作には様々な態様があり、下請事業者の関与も委託ごとに異なっていることから、基本契約書等において包括的に著作権の帰属を決定するのではなく、個別契約ごとに下請事業者と十分に協議を行い著作権の帰属を明確にした上で発注書に記載することが必要であった。</p>	
化学工業	<p>下請代金の支払条件を、毎月月末締め翌月 20 日起算 130 日後支払いとしていた。</p> <p>また、下請代金の支払いに際し、下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の金融機関の口座に振り込む際の手数料を、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>さらに、製造委託している製品の価格（単価）を少なくとも令和元年 10 月から据え置いている事例が見られたが、原材料費、労務費、エネルギーコスト等が上昇している状況下で、これらのコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について価格交渉の場において明示的に協議すること無く従来通りに取引価格を据え置いていた。</p>	<p>第 2 条の 2（給付を受領した日から起算して 60 日の期間内において支払期日を定める義務）</p> <p>第 4 条第 1 項第 3 号（下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることの禁止）</p> <p>第 4 条第 1 項第 5 号（買いたたきの禁止のおそれ）</p>
情報サービス業	<p>情報成果物作成委託において、検収日が 1 日から 10 日までは翌月 20 日現金振込支払い、検収日が 11 日～20 日までは翌々月 10 日現金振込支払い、検収日が 21 日～末日までは翌々月 20 日現金振込支払いという支払制度にもかかわらず、1 日～20 日に受領したものについても翌々月 20 日に代金が支払われていた。</p>	<p>第 4 条第 1 項第 2 号（支払期日までに下請代金を支払わないことの禁止）</p> <p>第 4 条の 2（支払期日までに下請代金を支払わなかったときに遅延利息を支払う義務）</p>